

傍 聴 要 領

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴者受付簿に記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受け付けは、会議の開催時刻の概ね30分前から行うものとする。ただし、受付開始時に定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴者を決定する。

2 傍聴の制限

- (1) 次に規定する各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、会議の長が傍聴を不相当と認める者
- (2) 会議の長は、傍聴席が満員となった場合その他必要があると認める場合は、傍聴を制限することができる。

3 遵守事項

傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議の長の許可なく、撮影又は録音等を行わないこと。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。
- (7) 傍聴者は、会議の長の指示に従うこと。